

伊佐市伊佐ブランド認証要綱

(目的)

第1条 伊佐市の資源と特性を活かした優れた產品を伊佐ブランドとして認証し、広く情報発信することで本市のイメージ向上を図り、地域産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊佐ブランド認証制度 第8条に規定する認証基準に適合した產品を認証することをいう。
- (2) 認証品 品目別の認証基準による審査を経て、伊佐ブランド認証委員会が伊佐ブランドとして認めた產品のことをいう。

(伊佐ブランド認証委員会の設置)

第3条 伊佐ブランド認証制度の運営のために、伊佐ブランド認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから10人以内をもって構成する。

- (1) 農林水産業関係
- (2) 加工品製造関係
- (3) 流通関係
- (4) 商工関係
- (5) 観光関係
- (6) その他、委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員会の事務局は、伊佐市農政課に置く。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会にそれぞれ委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 伊佐ブランドの認証に関すること。
- (2) 伊佐ブランドに係る広報活動に関すること。
- (3) 伊佐ブランドの確立のための支援に関すること。
- (4) 伊佐ブランドの認証マーク等の使用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、伊佐ブランドの振興に係る施策の推進に関し必要があると認める事務

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会は必要に応じて認証する品目別部会(以下「品目別部会」という。)又は制度運営に必要な専門部会(以下「専門部会」という。)を設けることができる。

- 2 品目別部会は、当該品目の専門知識を有する者をもって構成する。
- 3 品目別部会は、当該品目の認証基準、認証方法等について検討し、委員会に報告する。
- 4 品目別部会は、認証のための審査を行う。
- 5 専門部会は、前項以外の制度運営に必要な事項について検討し、委員会に報告する。

(認証基準)

第8条 伊佐ブランドとしての認証基準は、次のとおりとする。

- (1) 伊佐市内で生産された產品であること。
- (2) 伊佐市民が生産及び製造した產品であること。
- (3) その他必要な基準は、品目別に別に定める。

2 委員会は、認証の基準を定めたとき、又は改正をしたときは公表するものとする。

(認証の申請)

第9条 伊佐ブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊佐ブランド認証申請書（様式第1号）に記載し、委員長に提出するものとする。

2 審査を行う品目別部会は、申請者に審査に必要な書類及び商品の提供を求めることができる。

(認証の審査・決定)

第10条 前条により申請された產品を、品目別部会において認証基準に基づき審査するものとする。

2 品目別部会は、審査に際し、必要に応じて現地調査を実施することができる。

3 品目別部会は、審査した結果を委員会に報告するものとする。

4 委員会は、前項の報告を基に伊佐ブランドとして決定するものとする。

5 前項にかかわらず、認証を受けようとする產品が、第8条第1項第1号及び第2号の要件を満たし、すでに生産体制や流通が確立し伊佐ブランドとして認められるものについては、委員会の承認をもって決定することができる。

6 委員会は、認証品の申請者に伊佐ブランド認証書（様式第2号）を交付するとともに、認定品に係る情報を公表するものとする。

(認証の表示)

第11条 受証者は、認証品の容器包装、啓発用品等に、認証品であることを示す伊佐ブランド認証マーク（様式第3号）を表示することができる。

(認証の有効期間)

第12条 認証品の有効期間は、品目別に別に定める。

(認証の変更)

第13条 認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を直ちに委員長に届け出るものとする。

(1) 認証品の名称を変更したとき。

(2) 受証者の名称、代表者名又は住所等を変更したとき。

(3) 認証品の規格、形状又は容器包装等を著しく変更したとき。

(認証の更新)

第14条 認証品の認証の更新を行う場合は、受証者と委員会事務局が協議の上、認証期間満了1か月前までに、別に定める品目別申請書（更新用）を品目別部会に提出しなければならない。

2 更新の有効期間は、品目別に別に定める。

(認証の取り消し)

第15条 委員会は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) 認証品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき。

2 委員会は前項の規定により認証を取り消したときは、認証取消通知書（様式第4号）により受証者に通知する。

(販売促進事業への参加)

第16条 受証者は、委員会が行う販売促進事業、広報活動の取り組みに参加できるものとする。

(受証者の責務)

第17条 受証者は、この告示の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に伊佐ブランドのイメージ向上に努めなければならない。

2 認証品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに委員会に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

平成 年 月 日

伊佐ブランド認証委員会

委員長 様

(申請者)

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

印

連絡先 Tel _____

伊佐ブランド認証申請書

伊佐市伊佐ブランド認証要綱第9条第1項の規定により、下記產品について伊佐ブランドの認証を受けたいので申請します。

記

1 認証申請產品名				
2 產品の概要	商品のパンフレット (有 · 無) 商品パッケージ (有 · 無) サンプル写真 (有 · 無) ※ 有の場合は添付してください			
3 商品規格リスト (認証マーク等を使用する商品)	商品名	規格	小売価格	備考

伊佐ブランド認証書

伊佐市伊佐ブランド認証要綱第10条第4項の規定により、次のとおり
伊佐ブランドとして認証します。

平成 年 月 日

住 所 _____
団体名 _____
代表者 _____

產品名

認証番号

認証期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

伊佐ブランド認証委員会



伊佐ブランド認証マーク

鹿児島県伊佐市

伊佐ブランド認証



認証第

号

様式第4号（第15条関係）

平成 年 月 日

受証者

住所

団体名

代表者

伊佐ブランド認証委員会

印

伊佐ブランド認証取消通知書

下記の伊佐ブランド認証品については、認証を取り消したので、伊佐ブランド認証要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

認証品

取消理由